

【2012 年 4 月 20 日発行】

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 71 号 ■

---

【今号の内容】

- 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための提言を取りまとめました
- 平成 24 年度 最低賃金引上げに向けた中小企業支援策のご案内
- 石綿による疾病の労災認定基準を改正～肺がんなどの認定基準が変わりました～

---

職場のパワーハラスメントの予防・解決のための提言を取りまとめました

---

暴言や仲間はずしといった「職場のパワーハラスメント」が近年、増加傾向にあり、社会問題として顕在化しています。

このため、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、今年 3 月 15 日、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。

【提言のポイント】

職場でのパワーハラスメントをなくすために、企業、労働組合、一人ひとりがそれぞれの立場から取り組む必要がある。

・トップマネジメント：問題が生じない組織文化を育てるため、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取り組みを行うべき。

・上 司：自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせないよう、職場を管理すべき。

・職場の一人ひとり：コミュニケーションを通じて、互いの人格を尊重し合うとともに、互いに支え合うことが重要。

働く人の尊厳や人格が大切にされる社会をつくっていくために、会社とそこで働く人が、互いに話し合うことから始めましょう。

提言の詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370.html>

---

## 平成 24 年度最低賃金引上げに向けた中小企業支援策のご案内

---

厚生労働省では経済産業省と連携し、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を実施しています。

### 【最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/>

#### ○ 最低賃金ワン・ストップ無料相談

「生産方法や販売方法などの改善策を知りたい」「賃金制度や労働時間はどう見直せばいいのか」など、経営改善や労働条件管理の見直しに関する中小企業からの相談に、ワン・ストップで応じる窓口を全国各地に設けています。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

### 【最寄りの相談窓口】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/04\\_2.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/04_2.html)

#### ○ 業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）

平成 24 年 4 月現在の最低賃金額が「時間額 700 円以下」の 33 県で、業務改善を行う中小企業を支援します。

事業場内の最も低い時間給を、4 年以内に計画的に 800 円以上へ引上げる場合、就業規則の作成や労働能率を上げるための設備・機器の導入、研修の実施にかかる経費の 1/2（上限 100 万円）を助成します。

詳しくは下記のページをご覧ください。都道府県労働局、上記相談窓口までお問い合わせください。

#### <助成対象となるケース>

##### ・小売業の場合

P O S レジシステムの導入により、商品の販売管理や売上状況の分析に必要な時間を短縮することができた。

##### ・卸売業の場合

これまで人手により商品の出し入れを行っていたが、リフトの設置により、作業効率・安全性が向上した。

・介護施設の場合

入浴・シャワー用車椅子の購入とそれに伴う段差改修工事を行うことで、入浴介助者の業務能率が改善された。

【業務改善助成金について、詳しくはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/03.html>

【平成 24 年 4 月現在の最低賃金額が時間額 700 円以下の 33 県】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/04.html>

---

石綿による疾病の労災認定基準を改正  
～肺がんなどの認定基準が変わりました～

---

厚生労働省では、石綿による疾病の労災認定基準を改正しました。

これは、今年 2 月に取りまとめられた「石綿による疾病の認定基準に関する検討会報告書」の内容を踏まえたものです。

【改正のポイント】

●「肺がん」の認定基準

これまでの認定基準に掲げる要件に加え、次の 3 点のいずれかに該当する場合には認定することにしました。

- (1) 広範囲の胸膜プラーク所見が認められた人で、石綿ばく露作業に従事した期間が 1 年以上あること
- (2) 石綿繊維製品製造作業、石綿セメント製品製造作業または石綿吹付け作業に 5 年以上従事したこと
- (3) 認定基準を満たすびまん性胸膜肥厚の発症者が、肺がんを併発したこと

●「びまん性胸膜肥厚」の認定基準

これまで必要としていた「肥厚の厚さ」の要件を、廃止しました。

厚生労働省では、今後はこの基準に基づき、石綿による疾病の発症者に対して、一層迅速・適正な労災補償を行っていきます。また、新認定基準を周知することにより、疾病の発症者やその遺族からの請求の促進も図っていきます。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026n7b.html>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-